

令和4年(2022年)12月12日

北海道卓球連盟

北海道中学選抜卓球大会における新型コロナウイルス感染症に関わる参加等の
基本的な考え方について

大会に参加する部活動(チーム)において、部員の中に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、当該症状がみられる者は、症状が消失するまでの期間を出場停止とする。

新型コロナウイルス感染症に関わる大会への出場停止の基準については、以下のとおりとする。なお、選手本人が保健所から指示を受けている場合は、下記によらず、当該期間について出場停止とする。

- (1) 選手本人に感染が確認され、療養期間が終了するまでの期間は、出場停止とする。
- (2) 選手と同居している者に感染が確認され、選手本人に係る健康観察等の必要の有無が保健所により決定されるまでの期間は、出場停止とする。
- (3) 選手本人が濃厚接触者となった場合については、次のとおりとする。
 - ① 選手本人が濃厚接触者となり、健康観察期間、外出自粛(待機)期間が指示された場合、その期間が終了するまでの期間は、出場停止とする。
 - ② 特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日(当該感染者が無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間(6日目解除)とするが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。
 - ③ ②の場合であっても、一定の発症リスクは残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認をしっかりと行うこと。また、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染症対策を徹底すること。
- (4) (2)及び(3)の場合を除き、選手本人がPCR検査又は抗原検査を受けることになり、結果が判明するまでの期間は、出場停止とする。
- (5) 選手本人又は選手と同居している者に発熱等の風邪の症状がみられ、当該症状がみられる者の症状が消失するまでの期間は、出場停止とする。ただし、新型コロナウイルス感染症以外の疾患の確定診断を受けたとき又は医師から新型コロナウイルス感染症ではないと診断されたときは、出場停止とはしない。
- (6) 選手本人が海外から帰国又は再入国し、当該帰国者が検疫所等から自宅等での待機を求められた期間は、出場停止とする。

- (7) 選手に対して新型コロナウイルス感染症に伴う出席停止や臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖等を含む）の措置がとられている期間が大会の会期と重なった場合は、その期間を出場停止とする。
- (8) 大会に参加する部活動において、部員の中に新型コロナウイルス感染症に感染している生徒がいることが判明した場合については、次のとおりとする。
- ① 1人目の感染者が判明した場合、当該選手は、療養期間が終了するまでの期間は、出場停止とする。なお、このような場合については、当該部活動は大会に出場することができるが、1人目の感染者が判明した翌日までに当該部活動の部員の中に感染者の他に2人以上の未診断の風邪等の症状を有する者がいた場合は、1人目の感染者の最終活動日（最後に部活動に参加した日）の翌日から5日間、当該部活動は大会に出場することができない。
 - ② 1人目の感染者の最終登校日（最後に部活動に参加した日）の翌日から5日以内に、2人目の感染者が確認された場合は、2人の感染者のうち、直近の感染者の最終活動日（最後に部活動に参加した日）の翌日から5日間、当該部活動は大会に出場することができない。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症による当該部活動の出場停止の期間が大会の会期と重ならない場合は、大会に出場することができる。